

亀山市告示第58号

亀山市妊婦一般健康診査県外受診費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市妊婦一般健康診査県外受診費助成金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市妊婦一般健康診査県外受診費助成金交付要綱（平成21年亀山市告示第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表（第6条関係）		別表（第6条関係）	
区分	額	区分	額
[略]	[略]	[略]	[略]
2回目から5回目まで、 7回目及び9回目	<u>5,180円</u>	2回目から5回目まで、 7回目及び9回目	<u>5,160円</u>
6回目	<u>17,830円</u>	6回目	<u>17,870円</u>
8回目	<u>7,610円</u>	8回目	<u>7,590円</u>
10回目及び12回目から 14回目まで	<u>5,080円</u>	10回目及び12回目から 14回目まで	<u>5,060円</u>
11回目	<u>13,270円</u>	11回目	<u>13,220円</u>
備考 表中の [] の記載は注記である。			

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の別表の規定は、この告示の施行の日以後に県外の医療機関等において妊婦一般健康診査を受診した者に交付する助成金の額について適用し、同

日前に県外の医療機関等において妊婦一般健康診査を受診した者に交付する助成金の額については、なお従前の例による。